

福 島 崇 宏*

第1回 非核兵器地帯国会議の意義と課題



2005年4月26日から3日間、メキシコシティで非核兵器地帯国会議¹⁾が開かれた²⁾。この会議は非核(兵器)地帯(Nuclear-Weapon-Free Zone: NWFZ)³⁾の機能強化及び拡大を図るために、更には本会議開催の翌月(5月)に開催された、5年毎に開催されるNPT(Nuclear Non-Proliferation Treaty)再検討会議に向けて、核不拡散、そして核軍縮に向けたメッセージを発信することが出来ないか、という明確な目的の下に開催された。この会議は非核(兵器)地帯諸条約の抱える課題を共有化し、今後の非核(兵器)地帯の拡大へと繋げていくためのステップとなる取組である。非核(兵器)地帯というテーマに限定した形で、その締約国及び署名国などの関係者が一堂に会し、期間を定めて協議を行うという意味においては、有意義な会議であった。

本稿ではまず、非核兵器地帯国会議が開かれるに至った経緯について、同会議の最終決議文から整理する。次いで同会議で出された5つの決議文などを基に同会議で協議された事項について整理した後、同会議が世界的な核不拡散体制の基盤となっているNPTの2005年再検討会議に与えた影響について検討する。最後に同会議の意義及び今回の会議を通して浮き彫りとなった諸課題を明らかにする。

1. 非核兵器地帯国会議開催に至る経緯

非核兵器地帯国会議の開催目的について、ま

ずは本会議の最終決議文(CZLAN/CONF/5)から整理する⁴⁾。同決議文の冒頭には次のように記されている。「NPT再検討会議を契機として非核兵器地帯の創設により締結された条約の加盟国及び署名国、すなわちトラテロルコ条約(1967年)、ラロトンガ条約(1985年)、バンコク条約(1995年)及びペリンダバ条約(1996年)、そしてモンゴルが、非核兵器地帯体制(Nuclear-Weapon-Free Zone regime)の強化と軍縮及び核不拡散の過程に貢献するという目的のために、そして特に核兵器のない、自由な世界(universal goal of a nuclear-weapon-free world)という普遍的な目標を達成するために貢献することの出来る協力を行うための方法を検討するために集まった⁵⁾。冒頭で、「NPT再検討会議を契機として」と記されていることから、NPT再検討会議を念頭に同会議が開催されていることが明確にされている。特に2005年のNPT再検討会議は形骸化されることが心配されていたため、これを防止するために何らかの役割を果たせないかという問題意識が念頭にあった。次いで、「非核兵器地帯体制の強化と軍縮及び核不拡散の過程に貢献する」という目的を掲げている。非核(兵器)地帯の体制強化のための一方策として考えられているのが、非核(兵器)地帯諸条約の運用機関間の連携である⁶⁾。更に「特に核兵器のない、自由な世界という普遍的な目標を達成するために貢献することの出来る協力を行うための方法を検討する」というのが本会議の最終目的となっ

*名古屋外国語大学非常勤講師

ている。

非核兵器地帯国会議の対象となっているのは、最終決議文にも見られるように、先に締結された3つの非核(兵器)地帯諸条約(トラテロルコ条約⁷⁾・ラロトンガ条約・バンコク条約)の締約国、ペリンドバ条約の署名国及び国連総会決議において一国非核兵器地帯としての地位を認められたモンゴルの107ヵ国である。この他に非核(兵器)地帯諸条約の付属議定書において署名及び批准を求められている核兵器国(米・露・英・仏・中)やその他関係国、更にNGOなどがオブザーバーとして招待された。参加者名簿⁸⁾によると、実際に参加したのは非核(兵器)地帯諸条約の加盟及び署名国とモンゴル国の合計で54ヵ国、オブザーバーとして招待された国家が37ヵ国、国際機関が5つ、NGO及び市民社会の代表者が17、特別ゲストとして2005年に開催されたNPT再検討会議の議長であるSergio氏とOPANAL (Agency for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America and the Caribbean)の関係者が招待された。これら要人が招待された理由として、一つはNPT再検討会議に向けたメッセージを、同会議から明確な形で表明したいという意図が窺える。更に同会議が今回はメキシコで開催されたということもあり、ラテン・アメリカ諸国の参加が顕著であった⁹⁾。同会議が開催された背景としてはこれまでに述べてきた2005年のNPT再検討会議以外に、南半球非核地帯構想に向けた取り組みを加速させたいとの関係各国の思惑もあった¹⁰⁾。

非核兵器地帯国会議の開催に当たってはメキシコ政府、特に同国外務省の役割が大きい。特に、初の非核(兵器)地帯条約である、トラテロルコ条約の締結においても中心となって取り組んだことから、本会議の開催はまさにメキシ

コ政府の長年の念願がようやく叶った瞬間だといえよう。同会議が開催される以前の非核(兵器)地帯の条約締結国間での交流は活発とはいえず、そのような意味からしても同会議が開催されることは非核(兵器)地帯の今後の拡大という一つの命題を達成するために必要な一つのステップとなった。

ところで、非核兵器地帯国会議が開催される約三十年前(1978年)には、国連で第一回軍縮特別総会が開かれた。同総会が開催された契機として、「軍縮問題がもはや大国だけの問題ではなく、世界中のすべての国家の問題となった」¹¹⁾(黒沢 1979: 3) ことがあり、各国が抱えていた諸課題に対する共通認識が一致する。そのような意味において、今回の会議が今後どのような役割を果たしていくのか、注目したい。

条約名・国 家	参加国数
トラテロルコ条約	29
ラロトンガ条約	3
バンコク条約	9
ペリンドバ条約	12
モンゴル	1

表 非核地帯国会議参加国の内訳
[出所]非核兵器地帯国会議 決議文1
(CZLAN/CONF/INF/1/Rev.1)。

2. 第1回非核兵器地帯国会議の協議概要

第1回となる非核兵器地帯国会議には5つの決議文が出されている。決議文1 (CZLAN/COF/INF/1/Rev.1) では参加者の一覧が掲載され、決議文2 (CZLAN/CONF/2) では手続規則について定めている。ここでは同決議文の草案¹²⁾を基に、具体的な事項について整理する。同決議文では次の10項目に分けられる。

- I. 代表者、参加者、出席者及びその資格
(REPRESENTATION, PARTICIPATION,
ATTENDANCE AND CREDENTIALS)
- II. 役員 (OFFICERS)
- III. 通常委員会 (GENERAL COMMITTEE)
- IV. 会議事務局 (CONFERENCE SECRETARIAT)
- V. 実務の指揮 (CONDUCT OF BUSINESS)
- VI. 投票及び選挙 (VOTING AND ELECTIONS)
- VII. 全体会合 (COMMITTEE OF THE WHOLE)
- VIII. 役員と手続 (OFFICERS AND PROCEDURES)
- IX. 言語及び記録 (LANGUAGES AND RECORDS)
- X. 公的及び私的会合 (PUBLIC AND PRIVATE
MEETINGS)

同文書では会議を円滑に進めるために、会議での議決権を有するのは、非核(兵器)地帯諸条約の締約国及び署名国、並びにモンゴルであることが明記されている。NGOや国際機関はあくまでオブザーバーとして扱い、非核兵器地帯国としてのメッセージを外に向けて発信することを重視した。そして一人の発言時間についても5分以内と定められ(第12規則)、手続事項については全会一致で、それ以外の事項については3分の2以上の賛成で可決することが定められている(第15規則)。会議を円滑に進めるために、このように詳細な規則を定めることが必要不可欠であり、実際に3日間で最終決議文を採択することが出来たのは本規則を遵守した成果であるといえる。

NPT再検討会議の際に出された同会議に関する作業報告書には、付録4として、市民社会フォーラム¹³⁾からの提言書(CZLAN/ONG/2)が掲載されている。同書では既存の非核(兵器)地帯諸条約の内容に触れながら同フォーラムとしての見解をまとめている。例えばバンコク条約

に見られる、排他的経済水域 (EEZ) にまで、同地帯の適用範囲を広げていることなどを評価している。更に非核(兵器)地帯の枠組みの概要を明確にすることが普遍的な課題であることも記している。また、2020年までに全世界での非核(兵器)地帯化が実現することも要望している。最後に108もの国家が集まり、会議が開催されることが核兵器の正当性の否定と廃絶に向けた大きな力となるという意見を述べて結んでいる。

決議文3 (CZLAN/CONF/3) では、国連事務総長が同会議への期待に関する記述がある。同決議文では同年9月の国連創設60年に合わせて出された国連事務総長による報告書「より大きな自由を求めて」¹⁴⁾ (Annan 2005) を引用しながら、同会議の意義について強調している。特にトラテロルコ条約の功績を高く評価しながら、今後、非核(兵器)地帯が中東や他のアジア地域へと拡大していくことを望む旨の内容となっている。

決議文4 (CZLAN/CONF/4) では非核兵器地帯国会議準備委員会の討議の概要をまとめている。最初に、同決議文1と2で取り決められた手続手順に従って、同会議を進行する旨の内容が記されている。次いで同会議の事務局長としてメキシコ政府からPatricia Olamendi氏が選出されることとなった。事務次長としてトラテロルコ条約からはキューバが、ラロトンガ条約からはニュージーランドが、ペリンドバ条約からはセネガルが選出され、同会議の報告書を準備する担当国として、バンコク条約からインドネシアが選出された。4月27日の会議では、「核兵器の不拡散の真正のレジームに対して非核兵器地帯によって創出された貢献 (the contribution made by Nuclear-Weapon-Free Zones to a genuine

regime of non-proliferation of nuclear weapons)」という議題で協議がなされた。本協議には36カ国の代表とNGOのパグウォッシュ会議の代表が出席し、特にNPTと非核(兵器)地帯諸条約に含まれる要素を相互に生かしていくことにより、核兵器のない世界を構築することが出来るという趣旨の意見表明が相次いだ。同会議でもNPT再検討会議に向けた取り組みとして本会議が重要であるとの認識を各国が示した。

最終決議文の第29項について、アルゼンチンの代表が以下の見解を表明した。それは、核エネルギーの平和利用については本会議で議論するのではなく、国際原子力機関(International Atomic Energy Agency : IAEA)や国際海事機構(International Maritime Organization : IMO)に委ねるべきであるとする内容であった。アルゼンチンの代表はトラテロルコ条約ではこのような規定がないので議論するに相応しくないと主張する。しかしながら、核エネルギーの平和利用に関しては国家の、更にはテロリストに代表される非国家主体の軍事転用を未然に防止するという観点からも今後議論する必要がある。

4月28日には、「非核兵器地帯間の政治的関係を強化するためのメカニズム (mechanisms to strengthen political co-ordination between Nuclear-Weapon-Free Zones)」と題する内容について議論が交わされた。本会議では議長がキューバ代表となり、非核(兵器)地帯間の定期的な協議の場が必要であるとの提言がなされた。OPANALと南太平洋島嶼フォーラムとの連携が掲げられ、メキシコの代表団が助言を行った。本会議には12カ国の代表が集まり、非核(兵器)地帯間の連携のあり方について協議が行われた。最終的には6つの決議事項が出された。それは、非核(兵器)地帯を強化するという共通の目的の下で

非核(兵器)地帯を創設するためのメカニズムを強化していくことが重要であるという趣旨のものであり、上記目標に向けて今後とも連携を深めていくことが中心となっている。更にトラテロルコ条約の運用機関であるOPANALが今後とも同会議においては重要な役割を果たすこととなった。

最後に、31項目に上る最終決議文(CZLAN/CONF/5)の特徴について整理する。まずはNPTとの連携強化を前面に打ち出している。これは、第4項で具体的にNPT第3、4、6、7条¹⁵⁾といった条文を提示していることから窺える。更に第5、6、21項でも「NPT体制の強化と核軍縮を達成するための貢献としての関係する協定の履行(第21項)」を求めている。

残念ながら2005年のNPT再検討会議は最終決議文の採決に至らず、NPTの核軍縮に向けた明確な目標を示すことが出来なかった。しかしながら本会議の決議文第6項には、2000年のNPT再検討会議に対する憂慮が示されるとともに、いわゆる軍備管理ではなく、核軍縮に向けての第一歩を踏み出すべきであると求めている¹⁶⁾。今回の会議の状況を見る限りにおいてはNPTが核不拡散及び核軍縮に果たす役割に限界が生じていることは明らかであり、そのような中であって地域的核軍縮政策の一躍を担っている非核(兵器)地帯の果たす役割は大きい。

非核兵器地帯国会議の最終決議文第9項では国際司法裁判所(International Court of Justice : ICJ)の勧告的意見(核兵器使用の合法性: Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons)¹⁷⁾について言及しており、そこでは「厳格かつ効果的な国際管理の下ですべての側面において核軍縮を主導するための合意」の必要性を訴えている。

決議文の第11項では「核兵器国が非核兵器国

に対して核兵器を使用すること及び使用するという威嚇をすることのないような効果的な保障を提供することを切望」するとする、いわゆる消極的安全保証 (Negative Security Assurances : NSA) を求める内容となっている。第14項から17項にかけては、2005年までに締結された非核(兵器)地帯4条約とモンゴル非核兵器地位に関して、更に発展的なものとなるよう、促す内容となっている。更に第21項では2005年までに締結された4条約の結束を確認するための手段として、第一に合同会議の開催を、第二にはNPTの全加盟国への批准を求め、そして第三として、NPTと非核(兵器)地帯諸条約との連携の強化について決議を行っている。

第22項では国際法との関連で公海の自由に関する不可侵について記されている。更に第23項ではCTBT (包括的核実験禁止条約) に関して、普遍的な支持を確立することが必要であるとする。第24項及び第26項ではIAEAとの連携に際し、平和目的での核エネルギーの利用を容認し、原子力エネルギー開発の促進とともにIAEAの果たす重要な役割について確認している。更にIAEAによる国際保障措置体制の強化についても触れている。更に、第28項及び第29項でも、放射性廃棄物の厳格な管理の重要性や輸送に関する透明性の確保について触れている。

最後に、第30項で軍縮、不拡散教育の促進を取り上げるとともに、第31項で国際連合との連携、関与の重要性について記しており、同項では軍縮・不拡散に対する国家の取り組みだけでなく、国家を形成する個人レベルに至るまで取り組んでいくことの必要性について、特に言及されている。

これらの決議文を通して同会議を総括すると、軍縮・不拡散の分野で非核(兵器)地帯とし

て何が出来るのかを、国家、国際機関及び軍縮NGOという三者がそれぞれに協議し、その成果をとりまとめた会議であった。

IAEA事務局長である、エルバラダイ氏が非核兵器地帯国会議にメッセージ¹⁸⁾を寄せた。冒頭で、地域から地域へと移っていく不安全 (insecurity) を食い止める一つの方策として非核(兵器)地帯を評価している。更に同メッセージでは、「安全保障と開発 (Security and Development)」と「核不拡散の強化及び軍縮の加速 (Strengthening Nuclear Non-Proliferation and Acceleration Disarmament)」という二つのテーマを掲げて演説している。メッセージの「安全と開発」の項では、IAEAの技術協力プログラムが諸国の発展のために必要不可欠なものであり、現在30カ国の支援を行っていることを例として示している。さらに、「核不拡散の強化及び軍縮の加速」の項では効果的な検証と輸出管理について触れ、更にウランの濃縮とプルトニウムの分離に関する燃料サイクルの管理について触れている。結論の部分では、非核(兵器)地帯が上記のような地域的不安全を除去するために有用であること、そして非核(兵器)地帯の創設及び管理から学ぶ部分が大い、とする内容となっている。

本会議では、本稿において何度も取り上げているように、核エネルギーの平和的利用についてが会議の一つの焦点となった。同問題については、更に技術面から非核兵器地帯国会議にて議論することが今後とも望まれる¹⁹⁾。

3. NPT (核不拡散条約) 再検討会議における非核(兵器)地帯の位置付け

NPT再検討会議の中では、非核(兵器)地帯に

ついて、主要委員会Ⅱで協議がなされている。一般に、非核(兵器)地帯は一般的にNPTを補完するものであると言われているが、実際には非核(兵器)地帯とNPTは相互補完的な役割、即ち車の両輪の役割を果たしているのである。以下では両者の相互補完的な役割について、2005年のNPT再検討会議²⁰⁾、更には次回2010年の同条約再検討会議に向けてそれぞれがどのような形で役割を果たせば相乗効果を期待することが出来るのか、考察を深めたい²¹⁾。

2005年のNPT再検討会議においては、非核(兵器)地帯に関する作業文書が2通出されている。一つが「非核(兵器)地帯」と題する文書²²⁾であり、文書の後段(第7段)では冒頭で、「非核(兵器)地帯の創設、並びに核兵器国による同地帯条約付属議定書への署名及び批准は懸念されている地帯の非核兵器国に対する安全保障を拡大することにおいて重要な役割を果たしてきている」とし、核兵器国による早期の非核(兵器)地帯諸条約付属議定書への消極的安全保証の付与を求めている。更に同文書では、非核(兵器)地帯の法的地位を遵守し、法的規範の中にある義務に対し責任を持って引き受けることを求めている。

もう一つが「中央アジアにおける非核兵器地帯の創設における中央アジア諸国の代表によるタシケント文書」と呼ばれる文書²³⁾で、同文書では、2005年2月7日から9日にかけて開催された中央アジア5ヵ国の外務大臣と国連法務部、そしてIAEAの三者が集まって、中央アジア非核兵器地帯条約(セミパラチンスク条約)草案への仮署名及び採択が行われたことに触れ、特に核兵器国が協力を行う必要があること、そして早期の署名を望む旨の決議がなされている。

2005年のNPT再検討会議の決議文²⁴⁾は、2000年のものと比較すると小規模なものにとどまっている。2000年の再検討会議の際には2000年までに締結された4条約(トラテロコ条約、ラロトンガ条約、バンコク条約、ベリンダバ条約)それぞれについて決議がなされている²⁵⁾。本文書では主にこれら4条約それぞれの過去5年間の状況を議事録にて文書化している。

以上から、NPT再検討会議において、非核(兵器)地帯の不拡散に果たす役割を評価するとともに、その役割の強化についても求めていることが分かる。

4. 非核兵器地帯国会議の展望及び課題

最後に非核兵器地帯国会議の今後の展望及び課題について検討する。同会議の課題としては、以下に集約される。それは同会議の特徴である、非核(兵器)地帯がまとまり、どのような役割を果たすことが出来るのか、という問題意識を基に、発展に向けた枠組み作りが重要になっているということである。具体的には2005年までに締結された4つの非核(兵器)地帯、そしてモンゴルが、まとまってどのような取り組みが出来るのかについて、NGOなどの地球市民の代表を交えた形で議論が展開されていた。ここで重要なことは、あくまで非核(兵器)地帯という概念は地域毎に条約が締結されているという点が特徴的であり、この特徴を生かしていくことで既存の諸条約でも批准が進むなどの実効性を伴う方向へと進んでいくのであり、全ての条約を束ねる形での議論には自ら限界が生じる、ということである。

以下では、これまでの検討を基に、同会議の抱える諸問題を基に今後の展望について検討す

る。具体的には、非核(兵器)地帯条約の一つとも称され、多国間条約の中でも協議機関に関する規定を有する南極条約協議国会議との比較を行い、検討する。南極条約では第9条に組織・制度的な問題点を協議する場として、「締約国の会合」と題する規定がなされている。

第9条[締約国の会合]

1 この条約の前文に列記する締約国の代表者は、情報を交換し、南極地域に関する共通の利害関係のある事項について協議し、並びに次のことに関する措置を含むこの条約の原則及び目的を助長する措置を立案し、審議し、及びそれぞれの政府に勧告するため、この条約の効力発生の日の後2ヵ月以内にキャンベラで、その後は、適当な間隔を置き、かつ、適当な場所で、会合する。

- (a) 南極地域を平和的目的のみに利用すること。
- (b) 南極地域における科学的研究を容易にすること。
- (c) 南極地域における国際間の科学的協力を容易にすること。
- (d) 第7条に定める査察を行なう権利の行使を容易にすること。

- (e) 南極地域における裁判権の行使に関すること。
- (f) 南極地域における生物資源を保護し、及び保存すること。

上記に掲げられた6つの事項は、南極条約の実効性を確保するためには必要不可欠な事項である²⁶⁾。特に平和的利用、科学的調査に関する取極、更には資源保護の観点という、南極の事情に配慮した形での協議内容となっている²⁷⁾。これに対して2005年の非核兵器地帯国会議では、昨今の核兵器を巡る諸問題について概括的に協議を行い、その骨子となる部分を列举するにとどまっている。このような点からしても2005年の非核兵器地帯国会議については、同年のNPT再検討会議に対する意見、要望としての側面が前面に押し出されており、その解決に向けた実効性のある文書とはなっていない。

最後に中南米諸国が加盟している米州機構(OAS)で出された決議文(AG/RES.2245(X X X

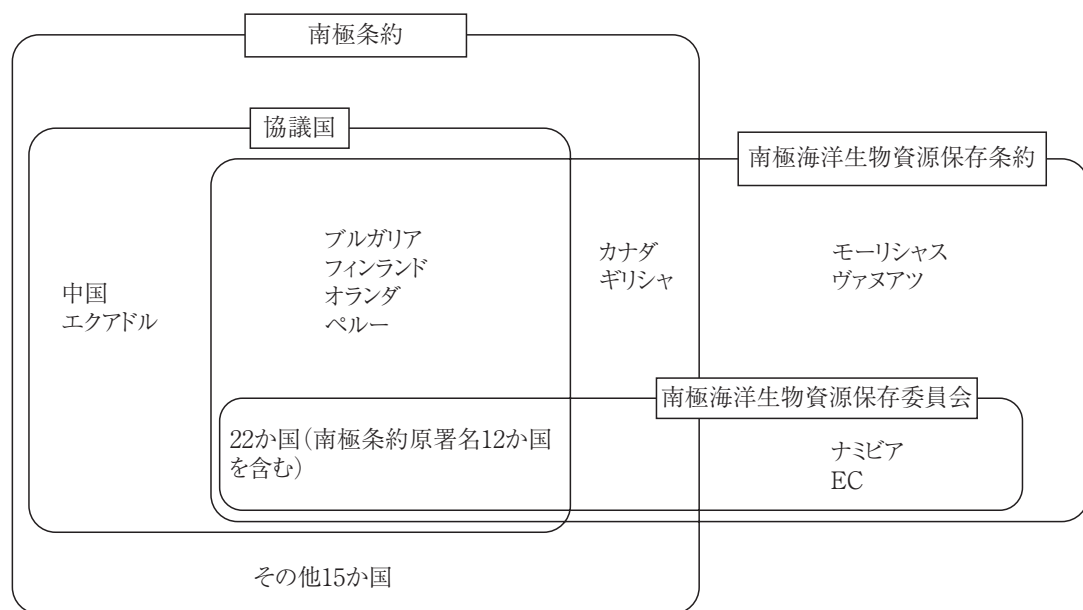


図 南極条約当事国に関する概念図

【出所】池島大策「南極の海域管理と国債海洋法条約上の機能的管轄権との関係」 2005年度国際法学会秋季大会 報告レジュメ。

VI-O/06))を基に、今後の非核兵器地帯国会議に関する国際機構としての諸課題について、検討を行う。同会議でも核エネルギーの平和的利用に関して、特にOPANALの功績について触れており、高く評価している。更にOPANALが既存の諸条約との連携をしていくことに関しても言及している。ここで重要なことは、米州機構がOPANALとどのような連携をしていくことが望ましいのか、という点である。両機関は独立性を保持することで、それぞれに機能を果たしてきた。しかしながら核兵器関連の技術面では米国が圧倒的な技術力を有しており、特に上記の核エネルギーの平和的利用に関して何らかの連携が模索されることが必要であろう。更にはトラテロルコ条約以外の4条約には、核エネルギーの平和的利用に関する規定が存在しており、本課題に関しては太平洋島嶼フォーラムとの連携および協議が必要となっている。

繰り返しになるが、今回開催された同会議の最終決議文については内容が宣言的な内容にとどまっており、具体性、実効性に欠けている。翌月に開催されたNPT再検討会議を意識しての決議文であったことは間違いないのであるが、事前の十分な作業部会の機会を持つことなく、NPT再検討会議の開催へと至った経緯がある。そこで今後は、会議で協議するテーマについて、例えば非核(兵器)地帯諸条約の運用強化のための方策などを事前に設定し、作業部会を踏んだ上で、実施可能な具体的な施策を実施する為のテーブルとしての役割が期待されよう。更には非核(兵器)地帯国諸条約の運用機関間の連携強化についても課題となろう。

今回の非核地帯国会議は2010年に南太平洋非核地帯条約(ラロトンガ条約)締約国のいずれかの国で開催されることになっている。2005年の

初会議で明らかとなった諸課題を生かし、次回会議では2005年の会議よりも更に踏み込んだ議論がなされることを期待する。

注

- 1) 本会議の最終決議文の標題がDeclaration of the Conference of Nuclear-Weapon-Free Zoneとなっていることから、本稿では本会議の名称を非核兵器地帯国会議と統一した。なお、会議の正式名称はConference of States Parties and Signatories to Treaties that establish Nuclear-Weapon-Free Zone(非核兵器地帯の創設における条約の域内国及び署名国の会議)である。
- 2) メキシコ外務省は第1回非核兵器地帯国会議に関するプレスリリースを発表している(MEXICO TO HOST A CONFERENCE OF THE STATES PARTIES AND SIGNATORIES OF THE NUCLEAR WEAPONS-FREE ZONES, Press Release Number 67, Mexico City, April 25, 2005.)。
- 3) 非核(兵器)地帯の概要については、例えば以下を参照。Jozef Goldblat "Nuclear-Weapon-Free Zones: A History and Assessment" *Nonproliferation Review*, Monterey Institute of International Studies, Vol. 4, No. 3 (Spring-Summer 1997), pp. 18-32.
- 4) 非核兵器地帯国会議の概要及び南太平洋非核地帯構想との関連については、NPO法人ピースデポ発行の「核兵器・核実験モニター」第238号(2005年7月1日発行)に最終決議文の抄訳とともに掲載されているので、合わせて参照されたい。
[URL] <http://www.peacedepot.org/nmtr/bcknmbr/nmtr237.pdf>
- 5) 第1回非核兵器地帯国会議の後、2007年9月には中央アジアに非核(兵器)地帯条約(セミパラチンスク条約)が、域内国により署名された。更に2008年12月11日には域内国により同条約は署名された。詳細については、例えば、米国ジェームス・マーティン不拡散研究センターの以下のURLを参照。[URL] http://cns.miis.edu/stories/081201_canwzf.htm
- 6) 軍縮と信頼醸成の関係については、例えば、城忠彰「第9章 軍縮と信頼醸成措置」山田浩、吉川元編『なぜ核はなくならないのか—核兵器と国際関係—』法律文化社、2000年、159～174頁。
- 7) トラテロルコ条約の締結過程に関する検討については、以下の拙稿を参照。「非核(兵器)地帯と『核からの自由』—トラテロルコ条約の締結から発展

- に至るまでの過程を通して」中部大学大学院国際人間学研究科編『国際人間学フォーラム』第4号、2008年3月、1～21頁。
- 8) CZLAN/CONF/INF/1/Rev.1.
 - 9) 内訳については表を参照。
 - 10) 非核兵器地帯国会議の開催について、第59回国連総会の決議文(A/59/85)の前文で歓迎する旨、表記されている。ここでも南太平洋非核兵器地帯構想との結びつきが垣間見られる。更にトラテロコ条約の運用機関である、OPANALも2005年のチリ・サンティアゴで開催された会議で同会議について言及している(CG/Res.487:2005年11月8日)。
 - 11) 黒沢は同会議の開催の背景として、特に下記2点を指摘している。第一としては軍縮と安全保障の問題であり、同問題が全世界的な問題となってきたことを要因として挙げている。更に第2として軍縮と開発の問題を挙げており、双方ともに全世界の取り組むべき課題であると指摘している。
 - 12) 本稿の作成時点では、既に決議文そのものを入手することが不可能なため、同年3月25日に出された草案(Draft Rules of Procedure)を基に考察することとする。他の決議文と照合した結果、内容として大きな変更が見られないと推察することが出来るため、本草案を決議文の考察に準じるものとみなして、以下、取り扱うこととする。[URL] <http://www.sre.gob.mx/eventos/zlan/reglamento.htm> (2005年4月20日閲覧) ※2006年7月7日現在、上記ページが削除され、閲覧することが出来なくなっている。よって必要事項については本稿中に記すことで便宜を図る。
 - 13) 核軍縮に取り組む市長会。
 - 14) 非核(兵器)地帯に関する言及は特には見あたらないものの、核不拡散及び核軍縮に関する具体的な施策について触れている(Ⅲ. Freedom for fear C. Nuclear, Biological and Chemical Weapons)。この部分では第100項で安全保障理事会決議1540についても言及しており、いわゆる非国家主体に対する核兵器を含む大量破壊兵器の拡散防止のために取り組まなければならない旨の内容が記されている。なお、同決議の意義及び諸課題については以下を参照。浅田正彦「安保理決議一五四〇と国際立法—大量破壊兵器テロの新しい脅威をめぐって」『国際問題』日本国際問題研究所、2005年10月、第547号、35～64頁。
 - 15) NPTとの関連で挙げられた条文の見出しは以下の通り。第3条【保障措置】、第4条【原子力の平和利用】、第6条【核軍縮】、第7条【地域的非核化条約】。このうち非核(兵器)地帯と直接関係するのが第7条であり、NPTの規定が同地帯諸条約を締結するにあたり不可侵であるという旨の規定となっている。第6条の核兵器国に対する核不拡散への努力を奨励する旨の規定の遵守については同決議文の前文でうたっている。
 - 16) NPTについてその締結過程から評価に至る包括的な考察を行っているものとして、佐藤栄一、木村修三編著『核防条約〔再版〕』日本国際問題研究所、1977年。
 - 17) ICJ Reports 1996, p.226. 同勧告的意見に関しては、例えば、Charles J. Moxley, Jr., *Nuclear Weapons and International Law in the Post Cold War World*, Austin & Winfield, 2000, pp.155-250. 森川幸一「核兵器と国際法—核兵器使用の合法性に関する国際司法裁判所の判断—」金沢工業大学 国際学研究所編『核兵器と国際関係』内外出版、2006年、171～203頁。藤田久一「核兵器使用の合法性事件」松井芳郎編集代表『判例国際法〔第2版〕』東信堂、2006年、619～624頁。黒沢満「核実験の違法性—核実験事件—」『別冊ジュリスト 156号 国際法判例百選』有斐閣、2001年、224～225頁。牧田幸人「国際司法裁判所の勧告的意見の意義」山手治之、香西茂編『21世紀における人権と平和：国際法の新しい発展をめざして(下) 現代国際法における人権と平和の保障』東信堂、2003年、101～131頁。更に核兵器使用規制全般について論じたものとして、廣瀬和子「核兵器の使用規制—原爆判決からICJ勧告的意見までの言説分析を通してみられる現代国際法の複合性」村瀬信也、真山全編『武力紛争の国際法』東信堂、2004年、424～459頁。第105項Eについては「異なる法体系を枠組とする議論が併存することによる複雑な論理構成を象徴するもの」(同書427頁)と述べている。
 - 18) *Nuclear-Weapon-Free Zones: Pursuing Security, Region by region*, by IAEA Director General Dr. Mohamed ElBaradai, Tlatelolco, Mexico, 26 April 2005. [URL] <http://www.iaea.org/NewsCenter/Statements/2005/ebsp2005n005.html>
 - 19) 核兵器関連の輸出管理に関して、特に原子力資機材などの輸出管理については以下を参照。牧野守邦「核兵器関連の輸出管理レジーム」浅田正彦編『兵器の拡散防止と輸出管理』有信堂、2004年、21～45頁。
 - 20) 2005年NPT再検討会議の概要及び問題点について

は以下を参照。Marianne Hanson "The future of the NPT" *Australian Journal of International Affairs*, Vol.59, No.3 (September 2005) pp.301-316. 同論考では核不拡散という目標を達成するためには世界的な協力体制が必要であることを強調している。

- 21) なお、以下の検討では、先に整理した非核（地帯）国会議の決議文については（決議文2から5について）メキシコからの要請に基づき、NPT再検討会議内で決議がなされ（NPT/CONF.2005/WP.46）、採択されていることに留意しながら進めたい。
- 22) NPT/CONF.2005/WP.4.
- 23) NPT/CONF.2005/WP.28.
- 24) 実際に2000年NPT再検討会議で出された、核軍縮・不拡散分野における将来に向けた「实际的措置」（外務省軍縮不拡散・科学部編集『日本の軍縮・不拡散外交』外務省、2006年、53頁。を基に作成）を挙げると、以下の諸点に集約される。
 - (1) CTBTの早期発効
 - (2) CTBT発効までの核実験の停止（モラトリアム）
 - (3) ジュネーブ軍縮会議にカットオフ条約の交渉を即時に開始し、5年以内に交渉を妥結するという内容を含む作業計画への合意に対する奨励
 - (4) ジュネーブ軍縮会議における核軍縮を扱う適切な補助機関の即時設置の奨励
 - (5) 核兵器及びその他の軍備管理・削減措置への「不可逆性の原則」の適用
 - (6) 核兵器の全面的廃絶に対する核兵器国の明確な約束
 - (7) START II 条約の早期発効及び完全履行、ABM条約の維持、強化並びにSTART IIIの早期妥結
 - (8) 米・露・IAEAの三者イニシアチブの完成及び実施
 - (9) 国際的な安定を推進し、すべての国の安全が損なわれないことを原則として核兵器国が核軍縮に向けて取る措置
 - ・核兵器国による一方的な核兵器削減のための一層の努力の必要性
 - ・核兵器能力及び軍縮協定実施についての「透明性」の強化
 - ・非戦略核兵器の一層の削減（国際平和と安定の推進に資するための一方的なイニシアチブを踏まえた全体の核兵器削減措置の不可分な措置）
 - ・核兵器システムの運用ステータスの一層の低減のための具体的な合意措置
 - ・安全保障政策における核兵器の役割の低減(核

兵器の使用のリスクを最小限に抑え、核兵器廃絶を促進するための措置)

・すべての核兵器国による核廃絶に向けたプロセスへの関与

- (10) 余剰核分裂性物質のIAEA等による国際管理と同物質の処分
- (11) 軍縮の究極的目標が実効的な国際管理の下での全面完全軍縮であることの再確認
- (12) NPT第6条及び「原則と目標」（核軍縮努力）の実施についての定期的な情報提供（ICJ勧告的意見を想起した措置）
- (13) 核軍縮のための検証能力の向上

上記13項目について、非核（兵器）地帯に関する直接的な言及は見られない。しかしながら項目6と13については、NPTと共通の課題を非核（兵器）地帯諸条約でも抱えていることから、留意する必要がある。2010年以降の同会議における発展については、その動向を捉えることがまずは肝要である。更に非核（兵器）地帯国会議側からのNPT体制に対する地域的軍縮の視点からの働きかけも重要となってくる。ちなみにNPT再検討会議で非核（兵器）地帯諸条約に関する言及としてはNPT第7条に地域的非核化条約という項があり、同条との関連で協議が行われている。

- 25) NPT/CONF.2000/12（トラテロコ条約）、NPT/CONF.2000/13（ラロトンガ条約）、NPT/CONF.2000/14（ベリンダバ条約）、NPT/CONF.2000/15（バンコク条約）。
- 26) 南極条約の協議過程における特徴として、その協議内容は非公開でなされており、詳細な議事録が一般に公表されていないことがある。更に情報公開及び提供に関しても十分ではないことから、その運営のあり方が問題視されている。これに対し、非核兵器地帯国会議についてはその過程がNGOなどの市民社会からの参加も広く求めていることから公開されている。
- 27) 南極条約協議国会議（Antarctic Treaty Consultative Meetings: ATCMs）に関する考察については以下を参照。池島大策「南極条約の機構的側面」『南極条約体制と国際法—領土、資源、環境をめぐる利害の調整』慶應義塾大学出版会、2000年、139～154頁。池島は、同会議の概要が述べられるとともに、特別協議国会議（Special Consultative Meetings: SCMs）の果たす役割についても詳述している。同会議の活動に対する課題については「どの程度まで、内外からの同会議に対する期待に応え、南極条約体制の内外における問題に責任をもって対処すること

ができるか、にかかっているといえよう。すなわち、内部的には、協議国会議がイニシアティブを発揮して、すべての締約国に南極条約体制内の統一性を確保するように行動することを求められるか、外部的には、どの程度まで協議国会議が同会議の外からの様々な意見を汲み取り、それを運営に反映させられるか、に依存するものと考えられる」(同書154頁)としている。なお、南極条約当事国に関しては、図を参照。以下の論考では南極条約協議国会議に関する検討がなされているので参照されたい。柴田明穂「国際法形成フォーラムとしての南極条約協議国会議の『正当性』」『国際法外交雑誌』第99巻1号、2000年4月、1～31頁。

参考文献

- Kofi A. Annan, Secretary-General of the United Nations, *in larger freedom: Towards Development, Security and Human Rights for all*, United Nations New York, 2005.
- Jozef Goldblat "Nuclear-Weapon-Free Zones: A History and Assessment" *Nonproliferation Review*, Monterey Institute of International Studies, Vol. 4, No. 3 (Spring-Summer 1997) pp. 18-32.
- Marianne Hanson "The future of the NPT" *Australian Journal of International Affairs*, Vol.59, No.3, September 2005, pp.301-316.
- Charles J. Moxley, Jr., *Nuclear Weapons and International Law in the Post Cold War World*, Austin & Winfield, 2000, pp.155-250.
- 浅田正彦「安保理決議一五四〇と国際立法—大量破壊兵器テロの新しい脅威をめぐって」『国際問題』第547号、日本国際問題研究所、2005年10月、35～64頁。
- 池島大策「南極条約の機構的側面」『南極条約体制と国際法—領土、資源、環境をめぐる利害の調整』慶應義塾大学出版会、2000年。
- 外務省軍縮不拡散・科学部編集『日本の軍縮・不拡散外交』外務省、2006年。
- 黒沢満「軍縮と非核兵器国の安全保障—国連軍縮特別総会における議論を中心に—」『国際法外交雑誌』国際法学会、第78巻4号、1979年9月、1～36頁。
- 「核実験の違法性—核実験事件—」『別冊ジュリスト 156号 国際法判例百選』有斐閣、2001年、224～225頁。
- 佐藤栄一、木村修三編著『核防条約(再版)』日本国際問題研究所、1977年。
- 柴田明穂「国際法形成フォーラムとしての南極条約協議国会議の『正当性』」『国際法外交雑誌』第99巻1号、2000年4月、1～31頁。
- 城忠彰「第9章 軍縮と信頼醸成措置」山田浩、吉川元編『なぜ核はなくなるのか—核兵器と国際関係—』法律文化社、2000年、159～174頁。
- 福島崇宏「ポスト冷戦期における非核(兵器)地帯の変容—モンゴル非核兵器地位の創設と中央アジア非核兵器地帯条約草案を通して—」中部大学大学院国際人間学研究科編『国際人間学フォーラム』第2号、2005年12月、31～55頁。
- 「非核(兵器)地帯と『核からの自由』—トラテロルコ条約の締結から発展に至るまでの過程を通して—」中部大学大学院国際人間学研究科編『国際人間学フォーラム』第4号、2008年3月、1～21頁。
- 藤田久一、浅田正彦編『軍縮条約・資料集(第二版)』有信堂、1997年。
- 藤田久一「核兵器使用の合法性事件」松井芳郎編集代表『判例国際法(第2版)』東信堂、2006年、619～624頁。
- 牧田幸人「国際司法裁判所の勧告的意見の意義」山手治之、香西茂編『21世紀における人権と平和：国際法の新しい発展をめざして〈下〉 現代国際法における人権と平和の保障』東信堂、2003年、101～131頁。
- 牧野守邦「核兵器関連の輸出管理レジーム」浅田正彦編『兵器の拡散防止と輸出管理』有信堂、2004年、21～45頁。
- 森川幸一「核兵器と国際法—核兵器使用の合法性に関する国際司法裁判所の判断—」金沢工業大学 国際学研究所編『核兵器と国際関係』内外出版、2006年、171～203頁。
- 廣瀬和子「核兵器の使用規制—原爆判決からICJ勧告的意見までの言説分析を通してみられる現代国際法の複合性」村瀬信也、真山全編『武力紛争の国際法』東信堂、2004年、424～459頁。